



体育施設の登録団体に すべてを減額対象に

真野和久 議員

3年後の見直しで考える 教育部長

市民憲章には、「教養を高め、文化の薫り高いまちをつくる」「健康に努め、生きがいのある明るいまちをつくる」とうたっている。市民の自主的なスポーツ活動や文化活動はとても大切な活動だ。

専門的な教養を学ぶとか、プロのスポーツ選手を目指すとかであれば、それなりの料金を払いながら通うことがあるが、市民が市の施設を使って行っていることは、身近な、市民憲章にあるようなことではないか。幅広い市民が利用でき

るよう、間口を広げることが重要だ。受益者負担はなじまない。市民活動を支援する点で、より安く、より幅広い市民が利用できるような料金設定をしていくことが重要だ。市の考え方を問う。

企画政策部長 施設を利用するということは、そこにある程度サービスの対価として何か徴収するということが原則だ。

町内会等の会議等においても、3割減額も設けている。

現在、体育館や運動施設を利用する場合は、何人かのグループで団体登録をして利用するという

録をして利用するというようなことになっているが、登録状況は。

教育部長 体育館の登録団体数は、平成28年の11月現在で、親水公園体育館で199団体、立田体育館で43団体、佐織体育館で117団体が登録されている。そして、体育協会の関係は、33団体、168クラブだ。

市全体で約360の登録団体がある、その中で3割減免の対象になっているのは、168団体となる。体育協会に登録していないけれども、自分たちの健康維持なども含めた

活動をやっており、こうした登録団体への施設利用の減額について、拡大をすべきだ。市の考えは。

教育部長 登録団体の改善について、運用の方法は3年に1回は見直しということになっている。状況等を見させてもらい考えさせてもらう。

部活動は義務教育の環境であり、そこにかかわる大会も同様と考えるが、中学校の大会利用などの規定は。また、郡市大会や尾張大会の扱いは。

教育部長 中学校の大会で使用される件について

は、市内の中学校が校内行事、または市内の学校対抗競技等で使用される場合については、免除となっている。

郡市大会については、基本的に各自自治体が免除としている。西尾張大会についても、基本的に免除だが、各自自治体で見解が分かっている。

その他の質問

◎ 市役所南館情報コーナーの活用を



▲親水公園体育館